

## II | 特許出願書類の作成

### 1. 書面により特許出願する場合の記載例

#### (1) 特許願の記載例

<b>特許印紙</b>	特許印紙に割り印をしてはいけません。 収入印紙は認められません。	
(14,000円)		
【書類名】	特許願	
【整理番号】	PA2017-001	
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
(【国際特許分類】)	B25B 7/02	
【発明者】	【住所又は居所】大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 株式会社インピット内	
【氏名】	情報 太郎	
【特許出願人】	【住所又は居所】大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	
(【識別番号】)	502105638	
【住所又は居所】	大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	
【氏名又は名称】	株式会社インピット	
(【代表者】)	相談 花子 <del>氏</del> <del>又は</del> <del>識別ラベル</del>	
(【国籍・地域】)	外国人の場合は記載します。ただし、【住所又は居所】の欄に記載した国と同一の場合は【国籍・地域】の欄は不要です。	
(【電話番号】)	06-1234-5678	
【提出物件の目録】		
【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
(【物件名】)	図面	1)
【物件名】	要約書	1

※丸かっこ(【】)の欄に記載したときは、丸かっこ( )を削除して下さい。記載しないときは(【】)の欄は不要です(削除して下さい)。

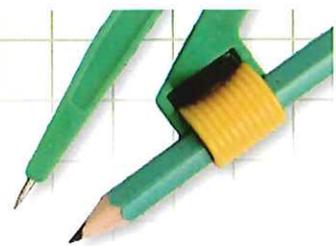
## II 実用新案登録出願の願書（書面）作成要領

### 1. 書面により実用新案登録出願する場合の記載例

#### (1) 実用新案登録願の記載例

特許印紙	特許印紙に割り印をしてはいけません。 収入印紙は認められません。
(円)	出願料と登録料の合計額になります。
【書類名】	実用新案登録願
【整理番号】	UT2017-001
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
(【国際特許分類】)	A47G 25/14
【考案者】	【住所又は居所】 埼玉県さいたま市中央区上落合2-1-1
【氏名】	実用 一郎
【実用新案登録出願人】	【住所又は居所】 埼玉県さいたま市中央区桜木町1-7-5
(【識別番号】)	502105638
【氏名又は名称】	関東考案株式会社
(【代表者】)	登録 太郎 <del>印又は識別ラベル</del>
(【国籍・地域】)	外国人の場合は記載します。ただし、【住所又は居所】の欄に記載した国と同一の場合は【国籍・地域】の欄は不要です。
(【電話番号】)	03-3581-1101
【納付年分】	第1年分から第3年分
【提出物件の目録】	
【物件名】	実用新案登録請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

※丸かっこ (【】) の欄に記載したときは、丸かっこ ( ) を削除して下さい。記載しないときは ( ) の欄は不要です(削除して下さい)。



## II 意匠登録出願の願書（書面）作成要領

### 1. 書面により意匠登録出願する場合の記載例

#### (1) 意匠登録願の記載例

特許 印紙 (16,000円)	特許印紙に割り印をしてはいけません。 収入印紙は認められません。	
【書類名】	意匠登録願	出願人が、自己の他の出願と区別することができるように、任意のローマ字(大文字)・数字・「-」(10文字以内)で記載します。 同時に2以上の出願をするときには、必ず記載します。
(【整理番号】)	DE-001	なるべく記載します。
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【意匠に係る物品】	〇〇〇〇〇	意匠に係る物品、建築物の用途又は画像の用途等を記載します。
【意匠の創作をした者】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号	
【氏名】	経産 太郎	識別番号を取得されているときは記載します。取得されていないときは【識別番号】の欄は不要です。識別番号を記載したときは【住所又は居所】の欄は省略できます。
【意匠登録出願人】		
(【識別番号】)	502105638	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番3号	
【氏名又は名称】	デザイン創作株式会社	個人の場合は【代表者】の欄は不要です。 【氏名又は名称】の欄に氏名を記載して押印します。 法人の場合は代表者印を押します。 印鑑は(印)など他の文字にかからないよう押します。 特許庁への手続には一貫して同一の印をうめます。
(【代表者】)	意匠 次郎 (印) 又は 識別ラベル	
(【国籍・地域】)		外国人の場合は記載します。ただし、【住所又は居所】の欄に記載した国と同一の場合は【国籍・地域】の欄は不要です。
(【電話番号】)	03-3581-1101	なるべく記載します。
【提出物件の目録】		
【物件名】	図面 1	
(【意匠に係る物品の説明】)		意匠法施行規則第7条に定める「別表第1」の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さないときは、その物品等の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載します。
(【意匠の説明】)		形状等の一部又は全部が透明である場合、形状等が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合等の説明を必要とする場合に記載します。また、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法や、記載した図をそれと同一又は対称である図の記載に代える場合にその旨を記載します。

※丸かっこ(【】)の欄に記載したときは、丸かっこ( )を削除して下さい。記載しないときは(【】)の欄は不要です(削除して下さい)。

# II

## 商標登録願（書面）作成要領



※丸かっこ（〔 〕）の欄に記載したときは、丸かっこ（ ）を削除してください。記載しないときは（〔 〕）の欄は不要です（削除してください）。

⑥ 【標準文字】、【立体商標】、【動き商標】、【ホログラム商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】の記載例

- 3. ① 【書類名】 商標登録願
- 3. ② 【整理番号】
- 3. ③ 【提出日】 令和 年 月 日
- 3. ④ 【あて先】 特許庁長官 殿
- 3. ⑤ **【商標登録を受けようとする商標】**
- 3. ⑥ **【〇〇】**
- 3. ⑦ **【商標の詳細な説明】**
- 3. ⑧ 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
 【第 類】  
 【指定商品（指定役務）】  
 【第 類】  
 【指定商品（指定役務）】
- 3. ⑨ 【商標登録出願人】  
 (【識別番号】)  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【代表者】) ~~⑨又は 識別ラベル~~  
 (【国籍・地域】)  
 (【電話番号】)
- 3. ⑩ **【提出物件の目録】**  
**【物件名】 商標法第5条第4項の物件 1**

商標の願書への記載は、出願する商標のタイプに合わせて、文字、図又は写真により（※音商標の場合は文字又は五線譜等により）記載します。

出願する商標のタイプに合わせて、【標準文字】、【立体商標】、【動き商標】、【ホログラム商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。  
 ※通常の商標について商標登録を受けようとする場合は、記載しないで下さい。

動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、位置商標について商標登録を受けようとする場合、商標登録を受けようとする商標を特定するように、商標の詳細な説明を記載します（※動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標以外の商標について商標登録を受けようとする場合は記載不可。音商標の場合は任意です。）。

音商標については、商標法第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。



※音商標をオンライン手続で出願する場合について  
 音商標をオンライン手続で出願する場合には、商標登録願のみオンラインで提出し、オンライン手続をした日から3日以内に、商標登録を受けようとする商標を記録した光ディスクを添付した「手続補足書」を書面で提出してください。  
 商標登録願の【提出物件の目録】は、物件名の次の欄に「【提出物件の特記事項】手続補足書により提出します。」と記載します。

なお、商品・役務の区分や指定商品・指定役務の書き方が解らない場合には、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）[商標]の「商品・役務名検索」を活用してください（本書p.1「I. 事前調査」（J-PlatPat）商標情報の主な検索サービス②参照）。

- ⑨ 【商標登録出願人】欄には、以下の要領で記載してください。
- ⑨-1 【識別番号】欄には、特許庁から識別番号の通知を受けている場合のみ記載します。初めて出願する場合は、【識別番号】の欄は不要です。
- ⑨-2 【住所又は居所】欄には、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号」のように詳しく記載してください。ただし、識別番号を記載した場合は、【住所又は居所】の欄は省略できます。
- ⑨-3 【氏名又は名称】欄には、以下の要領で記載してください。
- ⑨-3-1 商標登録出願人が自然人（個人）の場合は氏名を記載してください。
- ⑨-3-2 商標登録出願人が法人の場合は、法人の名称（管轄の登記所に登記されている名称（商号））を記載し、【氏名又は名称】の欄の次に、【代表者】の欄を設けて代表者の氏名のみを記載してください（役職等の肩書きは不要です。）。
- ~~⑨-4 「押印」又は「識別ラベル」については、商標登録出願人の氏名（法人にあっては代表者の氏名）の後に文字にかからないように、朱肉を用いて鮮明に印（法人にあっては代表者印）を押印するか、識別ラベルを貼ってください（法人の場合、単に「株式会社〇〇」又は「〇〇株式会社」等の社判は認められません。）。~~
- ⑨-5 【国籍・地域】欄には外国人又は日本国内に居住している外国籍の商標登録出願人の場合に、【国籍・地域】の欄を設け、国籍・地域を記載してください。
- ⑨-6 【電話番号】欄は、なるべく連絡のつく電話番号を記載してください。
- ⑩ 【提出物件の目録】欄には、出願時に説明書又は各種証明書等の提出が必要な場合（例えば、指定商品（指定役務）を具体的に説明した商品又は役務説明書 等）は、【提出物件の目録】欄を設け、提出する書類名を【物件名】欄に記載（例えば、指定商品（指定役務）の説明書であれば、「指定商品（指定役務）の説明書 1」のように記載してください。）し、願書に添付して提出します。
- 音商標については【物件名】欄に「商標法第5条第4項の物件 1」と記載し、商標登録を受けようとする音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを願書に添付して提出します。